

令和8年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金【FAQ】

1. 障がい支援区分5以上の方が、令和8年3月に入居されたが、障がい特性に応じた居室改修が必要となった。この補助金はこれから受け入れる場合のみが対象か。
⇒本補助金に申請される場合は、令和8年4月1日以降に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方。これらの方について、指定様式「利用者アセスメント及び事業所状況申出書」に記載の上、ご申請ください。
2. 令和8年4月にグループホームを新規開設した。令和8年5月に受け入れた障がい支援区分6の方のために、障がい特性に配慮した改修が必要であることがわかった。この補助金の対象となるか。
⇒対象となります。令和8年5月に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者アセスメント及び事業所状況申出書」に記載の上、ご申請ください。
3. 令和7年4月に障がい支援区分4で入居した人が、今年5月に障がい支援区分6になった。この補助金の対象となるか。
⇒対象となりません。対象となるのは、令和8年4月1日以降に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方です。
4. グループホームに2名の入居を予定しているが、協議書を2件(上限180万円×2=360万円)提出することは可能か。また、1事業所番号に複数の住居がある場合は、どうか。
⇒事業所番号ごとの協議申請となります。
また、2つ以上の住居をまとめて1つの事業所番号で指定されている場合(1事業所番号に複数の住居がある場合)も、複数住居分をまとめて1件の協議申請としてください。
5. 法人が運営するグループホームが複数ある。事業所ごとに補助金申請できるか。
⇒事業所番号ごとの協議申請となります。
6. 障がい児の短期入所は補助金の対象になるか。
⇒要綱に規定する短期入所であれば、障がい児の短期入所も対象となります。
※障がい児の場合は、厚生労働大臣が定める支援の度合いが区分3以上に該当する利用者が対象となります。
7. 居室等の扉が老朽化で開閉時にきしむ音がする。またスムーズに扉が開きにくい状況となっているため、扉を修繕したいが対象となるか。
⇒設備の老朽化による修繕等は対象外です。新たに受け入れる利用者の障がい特性に応じて必要となる改修工事等が対象になります。
8. 今後受け入れる予定の利用者が、事業所所在地とは異なる市町村にいるためアセスメントや関係機関との協議が十分にできない。それでも申請して良いか。
⇒今年度は、受入れにあたり障がい特性等のアセスメント及び関係機関との協議・連携を図って実施していただくこととしているため、それを踏まえて申請してください。

9. 援護市は大阪府内市町村で、他府県の障がい者支援施設に現在入所している。府内の GH での受入れをする場合は、対象となるか。

⇒対象となります。ただし、他府県の援護市の方の場合は対象外です。